

基発0803第1号

平成24年8月3日

公益社団法人全日本トラック協会

会長 星野良三 殿

厚生労働省労働基準局長

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

厚生労働省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の防止につきましては、平成23年6月2日付け基発0602第14号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下「荷役災害防止通達」という。）により、荷主と連携した対策の推進についてご協力をお願いしたところです。

このような中で、陸上貨物運送事業に関連する労働災害は、昨年も13,543人が被災し、一昨年の13,040人から500人以上の増加になっています。本年についても、既に4,640人（5月末現在の速報値）が被災し、昨年同期を5.6%も上回る状況になっています。

陸上貨物運送事業に関連する労働災害の特徴につきましては、

- ① 交通事故は7%程度であり、70%は荷役作業において発生していること
- ② 事故の型では、荷役作業時における荷台端や荷の上等からの墜落・転落災害が最も多く、災害全体の30%を占めていること
- ③ 災害発生場所は、貨物の輸送を委託する荷主の事業場が70%を占めていること、といったことがあげられます。

陸上貨物運送事業に関連する労働災害の防止は、陸上貨物運送事業者と荷主のいずれかが安全対策を講じるものではなく、双方が協力して対策に取り組む必要があり、災害の70%が荷主先で発生していることから、荷主の協力は重要になっています。

このため、今般、荷主に対しまして、別添のとおり、陸上貨物運送事業者と連携して荷役作業における安全対策を講じるよう要請しましたので、貴協会及び会員事業場におかれましては、荷役災害防止通達により荷主と連携し、荷役作業における安全対策を一層推進いただくようお願いします。

なお、貨物自動車運送事業を所管する国土交通省に対し、同旨の要請を貴会に行っていただくよう依頼していることを申し添えます。

基発0803第2号

平成24年8月3日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

会長 川合、正矩 殿

厚生労働省労働基準局長

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

厚生労働省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の防止につきましては、平成23年6月2日付け基発0602第14号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下「荷役災害防止通達」という。）により、荷主と連携した対策の推進についてご協力をお願いしたところです。

このような中で、陸上貨物運送事業に関連する労働災害は、昨年も13,543人が被災し、一昨年の13,040人から500人以上の増加になっています。本年についても、既に4,640人（5月末現在の速報値）が被災し、昨年同期を5.6%も上回る状況になっています。

陸上貨物運送事業に関連する労働災害の特徴につきましては、

- ① 交通事故は7%程度であり、70%は荷役作業において発生していること
- ② 事故の型では、荷役作業時における荷台端や荷の上等からの墜落・転落災害が最も多く、災害全体の30%を占めていること
- ③ 災害発生場所は、貨物の輸送を委託する荷主の事業場が70%を占めていること、といったことがあげられます。

陸上貨物運送事業に関連する労働災害の防止は、陸上貨物運送事業者と荷主のいずれかが安全対策を講じるものではなく、双方が協力して対策に取り組む必要があり、災害の70%が荷主先で発生していることから、荷主の協力は重要になっています。

このため、今般、荷主に対しまして、別添のとおり、陸上貨物運送事業者と連携して荷役作業における安全対策を講じるよう要請しましたので、貴協会及び会員事業場におかれましては、荷役災害防止通達により荷主と連携し、荷役作業における安全対策を一層推進いただくようお願いします。

なお、参考として、国土交通省が公益社団法人全日本トラック協会に要請した文書を添付することを申し添えます。

基発0803第3号

平成24年8月3日

別添の団体（荷主）の長 殿

厚生労働省労働基準局長

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

厚生労働省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の防止につきましては、平成23年6月2日付け基発0602第14号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下「荷役災害防止通達」という。）により、陸上貨物運送事業者と連携した対策の推進についてご協力をお願いしたところです。

このような中で、陸上貨物運送事業に関連する労働災害は、昨年も13,543人が被災し、一昨年の13,040人から500人以上の増加になっています。本年についても、既に4,640人（5月末現在の速報値）が被災し、昨年同期を5.6%も上回る状況になっています。

また、陸上貨物運送事業に関連する労働災害の特徴として、

- ① 交通事故は7%程度であり、70%は荷役作業において発生していること
- ② 事故の型では、荷役作業時における荷台端や荷の上等からの墜落・転落災害が最も多く、災害全体の30%を占めていること
- ③ 災害発生場所は、貨物の輸送を委託する荷主の事業場が70%を占めていること、といったことがあげられます。このことからおわかりいただけますとおり、陸上貨物運送事業に関連する労働災害の防止は、陸上貨物運送事業者が安全対策を講じるのみならず、荷主の協力が不可欠になっています。

陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策を推進することは、荷役作業を行う労働者の労働災害を防止することはもとより、原材料や製品等の安全確実な輸送につながるものですので、貴業界及び会員事業場におかれましては、荷役災害防止通達により陸上貨物運送事業者と連携して、荷役作業における安全対策の一層の推進にご協力いただくようお願いします。

なお、参考として、国土交通省が公益社団法人全日本トラック協会に要請した文書を添付致します。

